

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p style="text-align: center;">国際実証研究費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2020年8月28日 2020年度規程第9号 <u>(略)</u> <u>一部改正 2022年2月28日2021年度規程第27号</u></p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同<u>で</u>実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>九 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の<u>翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）</u>に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、<u>翌会計年度の5月31日</u>までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>十～三十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第10条～第14条（略）</p>	<p style="text-align: center;">国際実証研究費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2020年8月28日 2020年度規程第9号 <u>(略)</u></p> <p>第1条～8条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同<u>して</u>実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>九 助成事業者は、助成事業が完了するとき <u>（第三号の廃止の承認を受けたときを含む。）</u>は、完了の日 <u>（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）</u>までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、<u>当該会計年度の末日</u>までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>十～三十三（略）</p> <p>2（略）</p>

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p>（財産の管理等）</p> <p>第15条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日<u>の翌日から起算して61日以内</u>（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日<u>まで</u>）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、<u>翌会計年度の5月31日</u>までに、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。</p> <p>第16条～第27条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2020年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（2021年3月31日2020年度規程第69号）</p> <p>この規程は、2021年4月1日から実施する。</p> <p><u>附 則（2022年2月〇〇日2021年度規程第〇〇号）</u></p> <p><u>1. この規程は、2022年3月〇〇日から実施する。</u></p> <p><u>2. ただし、第9条第1項第九号及び第15条第4項の改正規定は、その完了日が機構の2022年度以降に属する助成事業について適用し、その完了日が機構の2021年度に属する助成事業については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第10条～第14条（略）</p> <p>（財産の管理等）</p> <p>第15条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日<u>。）まで</u>に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、<u>当該会計年度の末日</u>までに、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。</p> <p>第16条～第27条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2020年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（2021年3月31日2020年度規程第69号）</p> <p>この規程は、2021年4月1日から実施する。</p>

国際実証研究費助成金交付規程（新）		国際実証研究費助成金交付規程（旧）	
（別記）		（別記）	
助成対象費用（内容）		助成対象費用（内容）	
費目	細目	費目	細目
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。	I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。		2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。		3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。	II 労務費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く）。		2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く）。
III その他経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	III その他経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。		2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。		3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿料。		4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

国際実証研究費助成金交付規程（新）

- | | |
|--|---|
| IV
委
託
費
・
共
同
研
究
費
※ | 1. 委託費・共同研究費
助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。 |
| | 2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成）
助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。 |

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の総額の50%未満です。

※学術機関等に対するⅣ. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。

国際実証研究費助成金交付規程（旧）

- | | |
|--|---|
| IV
委
託
費
・
共
同
研
究
費
※ | 1. 委託費・共同研究費
助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。 |
| | 2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成）
助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。 |

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の総額の50%未満です。

※学術機関等に対するⅣ. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p>様式第1 （略）</p> <p>様式第2 本紙・別表 （略）</p> <p>（別紙） 当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目ⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届出ること。</p> <p>（3）～（4） （略）</p> <p>（5）助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同<u>で</u>実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>（6）～（8） （略）</p> <p>（9）助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了<u>の日の翌日から起算して61日以内</u>（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日<u>まで</u>）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、<u>翌会計年度の5月31日</u>までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>（10）～（12） （略）</p>	<p>様式第1 （略）</p> <p>様式第2 本紙・別表 （略）</p> <p>（別紙） 当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目ⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届出ること。</p> <p>（3）～（4） （略）</p> <p>（5）助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同<u>して</u>実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>（6）～（8） （略）</p> <p>（9）助成事業者は、助成事業が完了するときは（<u>助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。</u>）は、完了の日の翌日から起算して61日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。<u>以下同じ。</u>）<u>まで</u>に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、<u>当該会計年度の末日</u>までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>（10）～（12） （略）</p>

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p>(13) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 助成事業者は、交付規程第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りではない。</p> <p>(16) ～ (18) (略)</p> <p>(19) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。</p> <p>(20) ～ (34) (略)</p>	<p>(13) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 助成事業者は、交付規程第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号の規定による場合はこの限りではない。</p> <p>(16) ～ (18) (略)</p> <p>(19) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。</p> <p>(20) ～ (34) (略)</p>

国際実証研究費助成金交付規程（新）

様式第3～第10（略）

(様式第11-1)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所 ○○○○○○○○ ○丁目○番○号
名 称 ○○○○○○○○
代表者等名 (役職等)○○○○ (氏名)○○ ○○

国際実証研究費助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた国際実証研究費助成金について、国際実証研究費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称
(大項目)
(中項目)
(小項目)

2. 概算払請求金額

円

3. 請求金額の内訳
別紙のとおり

「振込先銀行口座」(登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

事業番号:

国際実証研究費助成金交付規程（旧）

様式第3～第10（略）

(様式第11-1)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所 ○○○○○○○○ ○丁目○番○号
名 称 ○○○○○○○○
代表者等名 (役職等)○○○○ (氏名)○○ ○○

国際実証研究費助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた国際実証研究費助成金について、国際実証研究費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称
(大項目)
(中項目)
(小項目)

2. 概算払請求金額

円

3. 請求金額の内訳
別紙のとおり

「振込先銀行口座」(登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

事業番号:

国際実証研究費助成金交付規程（新）

(別紙)				
○請求金額の内訳 (太枠内に必要金額を記入してください。)				
●今回請求額の合計(D+E)				
0円				
●当年度分の概算払				
○○年度 助成対象費用の額				
(単位:円)				
助成金の額 補助率() A	※前年度分の過大額 B	当年度分の既受領額 C	今回請求額 D	限度額に対する 請求割合 $\{(B+C+D)/A\} * 100$ #DIV/0!
※前年度の既受領額が前年度の概算払上限額(年度限度額)に対して過大であった場合は、B欄に前年度過大分の金額を計上して下さい。				
●前年度分の概算払				
今回請求額 (※前年度分の不足額) E				
円 ←【不足額を請求する場合のみ記入】				
※前年度の既受領額が前年度の概算払上限額(年度限度額)に対して不足であった場合は、E欄に前年度不足分の金額を今回請求額として計上して下さい。				
【記入上の注意】				
①着色されている欄は自動計算されるので、入力しないで下さい。				
②「助成対象費用の額」の欄には、単年度であればその額を、複数年度交付決定であれば当該年度限度額を計上して下さい。なお、助成対象費用の額又は限度額の変更を行っている場合は、直近の額を計上して下さい。				
③「助成金の額A」の欄には、助成対象費用の額に補助率を乗じて算出された助成金の額を計上して下さい。また、補助率()内には、%又は分数を表記して下さい。				
④「前年度分の過大額B」欄には、前年度の既受領額が前年度の概算払上限額(年度限度額)に対して過大であった場合に計上して下さい。				
⑤「当年度分の既受領額C」欄には、これまでに支払請求し、受領した総額を計上して下さい。 (複数年度契約であれば当該年度分のみ計上して下さい。)				
⑥「今回請求額D」欄は、B欄とC欄との合計が上限割合を超えることはできません。 (上限割合を超えて請求する必要がある場合は、当機構担当部と協議が必要です。)				
⑦「今回請求額(前年度分の不足額)E」欄は、前年度不足分(前年度概算払上限額(年度限度額) - 前年度既受領額)の金額を請求する場合のみ請求金額を計上して下さい。				

様式第11-2~第21 (略)

国際実証研究費助成金交付規程（旧）

(別紙)				
○請求金額の内訳 (太枠内に必要金額を記入してください。)				
●今回請求額の合計(D+E)				
0円				
●当年度分の概算払				
○○年度 助成対象費用の額				
(単位:円)				
助成金の額 補助率() A	※前年度分の過大額 B	当年度分の既受領額 C	今回請求額 D	限度額に対する 請求割合 $\{(B+C+D)/A\} * 100$ #DIV/0!
※前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して過大であった場合は、B欄に前年度過大分の金額を計上して下さい。				
●前年度分の概算払				
今回請求額 (※前年度分の不足額) E				
円 ←【不足額を請求する場合のみ記入】				
※前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して不足であった場合は、E欄に前年度不足分の金額を今回請求額として計上して下さい。				
【記入上の注意】				
①着色されている欄は自動計算されるので、入力しないで下さい。				
②「助成対象費用の額」の欄には、単年度であればその額を、複数年度交付決定であれば当該年度限度額を計上して下さい。なお、助成対象費用の額又は限度額の変更を行っている場合は、直近の額を計上して下さい。				
③「助成金の額A」の欄には、助成対象費用の額に補助率を乗じて算出された助成金の額を計上して下さい。また、補助率()内には、%又は分数を表記して下さい。				
④「前年度分の過大額B」欄には、前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して過大であった場合に計上して下さい。				
⑤「当年度分の既受領額C」欄には、これまでに支払請求し、受領した総額を計上して下さい。 (複数年度契約であれば当該年度分のみ計上して下さい。)				
⑥「今回請求額D」欄は、B欄とC欄との合計が上限割合を超えることはできません。 (上限割合を超えて請求する必要がある場合は、当機構担当部と協議が必要です。)				
⑦「今回請求額(前年度分の不足額)E」欄は、前年度不足分(年度末中間検査額 - 前年度既受領額)の金額を請求する場合のみ請求金額を計上して下さい。				

様式第11-2~第21 (略)